

特別養護老人ホームともおか 料金表(主な費用の例)



※基本単位と加算単位(施設により異なる)の合計に、地域区分をかけた額で算出します。

* 単位は1日あたり		(単位)										* 1ヶ月30日で換算 (円)		
基本単位	看護体制 加算(Ⅰ)	看護体制 加算(Ⅱ)	日常生活継続 支援加算(Ⅱ)	栄養マネジメント 強化加算	生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	科学的介護推進 体制加算(Ⅱ)	褥瘡マネジメント 加算(Ⅱ)	協力医療機関 連携加算(Ⅰ)	生産性向上推進 体制加算(Ⅱ)	月合計単位 ×30日	総 単 位	介護職員等 処遇改善加 算	地域区分 (5等地)	サービ ス 費 用 総 額
要介護1	682									23,593	に	3,303	× 10.45	281,063
要介護2	753				200 (月あたり)	50 (月あたり)	13 (月あたり)	100 (月あたり)	10 (月あたり)	25,723	14	3,601		306,435
要介護3	828	12	23	46	11					27,973	%	3,916		333,240
要介護4	901									30,163	加	4,223		359,333
要介護5	971									32,263	算	4,517		384,351

・看取り介護加算(31日~45日)..... 72単位/日
 ・看取り介護加算(4日~30日).....144単位/日
 ・看取り介護加算(前日、前々日).....680単位/日
 ・看取り介護加算(死亡日).....1,280単位/日

○介護保険の負担割合と要介護度ごとの、月々の基本なご利用料は次の通りとなります。

費用総額(本人負担分)(円)		居住費(30日分)		食費(30日分)		0 (円)				
1 割 負 担	要介護1	28,107	+	76,500	+	56,700	=	要介護1	161,307	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	30,644						要介護2	163,844	
	要介護3	33,324						要介護3	166,524	
	要介護4	35,934						要介護4	169,134	
	要介護5	38,436						要介護5	171,636	
2 割 負 担	要介護1	56,213	+	76,500	+	56,700	=	要介護1	189,413	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	61,287						要介護2	194,487	
	要介護3	66,648						要介護3	199,848	
	要介護4	71,867						要介護4	205,067	
	要介護5	76,871						要介護5	210,071	
3 割 負 担	要介護1	84,319	+	76,500	+	56,700	=	要介護1	217,519	+ 日常生活費 (使用分のみ)
	要介護2	91,931						要介護2	225,131	
	要介護3	99,972						要介護3	233,172	
	要介護4	107,800						要介護4	241,000	
	要介護5	115,306						要介護5	248,506	

○介護保険法の制度改正および消費税率等の変動の際には、事前にお知らせのうえご利用料の変更をさせていただきますのでご了承ください。

○上記以外にも個別に算定対象となる加算があります。詳細はお問い合わせください。

○ご利用料の負担軽減制度については、裏面を参照のうえ、ご相談ください。

▶▶ 利用料には、それぞれ負担軽減制度があります。

(現行)

特定入居者介護サービス費

居住費と食費について、下記の表のとおり限度額が適用される制度です。
 交付要件①本人および世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が**住民税非課税**
 交付要件②預貯金等が**単身1,000万円、夫婦2,000万円以下**

所得の状況		居住費		食費	
負担段階	主な対象者(上記要件に加えて)	1日あたり	×30日	1日あたり	×30日
第1段階	老齢福祉年金、生活保護等を受給されている方	820	24,600	300	9,000
第2段階	合計所得+課税年金額の合計が80万以下の方	820	24,600	390	11,700
第3段階①	年金収入額+その他合計所得金額が80万超120万以下の人	1,310	39,300	650	19,500
第3段階②	年金収入額+その他合計所得金額が120万超の人	1,310	39,300	1,360	40,800
なし	非該当の方	2,550	76,500	1,890	56,700

※適用後の月額例(1割負担分含む)

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	61,707	64,244	66,924	69,534	72,036
第2段階	64,407	66,944	69,624	72,234	74,736
第3段階①	86,907	89,444	92,124	94,734	97,236
第3段階②	108,207	110,744	113,424	116,034	118,536
なし	161,307	163,844	166,524	169,134	171,636

+日常生活費(使用分のみ)

高額介護サービス費

同じ月に利用した介護保険サービスの自己負担が高額になった場合は、
 下表の上限額を超えた分が、申請により後から支給されます。

自己負担段階区分	1ヶ月の上限額
・生活保護の受給者 ・利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護受給とならない方	15,000円(個人) 15,000円(世帯)
・老齢福祉年金の受給者 ・合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
住民税非課税世帯	24,600円(世帯)
一般世帯	37,200円(世帯)
現役並み所得者※	44,400円(世帯)

※同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、収入が単身383万円以上、2人以上520万円以上の方

制度に関する要件などの
 詳細は、高齢介護課へ
 お問い合わせください。



社会福祉法人等 利用者負担軽減制度

社会福祉法人が行う介護保険施設等を利用した場合に、必要な負担軽減を行う制度です。
 市民税非課税世帯に属する方で、収入や世帯状況等を統括的に勘案し、市長が必要と認めた方が対象となります。

対象者の要件	軽減内容
<ul style="list-style-type: none"> 年間収入が単身で150万円以下、世帯員が1人増えるごとに50万を加算した額以下である。 預貯金等が単身で350万円以下、世帯員が1人増えるごとに100万を加算した額以下である。 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 介護保険料を滞納していないこと。 	利用者負担額(1割負担、居住費、食費)を25%軽減

令和6年8月改訂予定